

議案第50号

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正
する条例

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「円滑な運営」の次に「並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次条第4号において「番号法」という。）に基づく特定個人情報の適正な取扱いの確保」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(4) 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。

第3条第1項中「10人」を「11人」に改め、同条第2項中「学識経験者」を「学識経験を有する者」に改める。

第8条中「関係者」の次に「又は専門的事項について知識を有する者」を加える。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第3条第1項の改正に伴い、この条例の施行の際現に墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の委員である者（以下「現委員」という。）に加えて新たに委嘱する委員の任期は、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第4条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から現委員の任期満了の日までとする。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の所掌事項等を改める必要がある。